

# 京都の拝観寺院の性格をめぐる諸問題とその歴史的経緯

—とりわけ古都税紛争に着目して—

藤村 健 一

## I. はじめに

近年、京都の観光客数は増加傾向にあり、2014年は過去最高の5564万人を数えた<sup>1)</sup>。京都へやってくる観光客の多くは、仏教の著名な大寺院を訪れている<sup>2)</sup>。これらの寺院の大半は、多くの拝観者を集める拝観寺院である。拝観寺院の多くは、不特定多数の拝観者（観光客）から拝観料を徴収する代わりに施設と境内を公開している。拝観寺院はしばしば「観光寺院」とも呼ばれる。

ところで、こうした拝観寺院は文化財であるとも言える。1986年に京都市民に対して行われた質問紙調査では、社寺への拝観が「文化財の鑑賞行為」だという答えが57.0%に上る一方で、「宗教的な行為」だという答えは5.6%にとどまった<sup>3)</sup>。しかし、拝観寺院と言えども宗教法人が使用する宗教施設であり、拝観料は拝観者からの宗教上の寄付金（布施、志納金）とみなしうる。

ところが、1982年にはじまるいわゆる古都税紛争では、京都市が有料での拝観を文化財の観賞行為とみなし、市内の拝観寺院の拝観料に古都保存協力税（古都税）を上乗せする形で徴収しようと試みた。これに対して、寺院側は拝観を宗教上の行為とみなし、信教の自由を守るという理由で、課税に対して拝観停止を含むさまざまな手段で激しく抵抗した。結果的に、市が古都税を廃止する形でこの紛争は決着をみた。双方の主張の正当性はさて措くとして、結果的に市側が折れた形になったことで、拝観が宗教上の行為であるという寺院側の主張が通ったものと解釈できる。

しかし、近年の拝観寺院をめぐる状況に目を向けると、このことに疑問を抱かざるを得ない。たとえば現在、京都市交通局が発売する「京都観光一日・二日乗車券」には、「参拝優遇券」が付いた『京都観光ガイドマップ』が付属している。この券を用いて、複数の拝観寺院の拝観料の割引や優待を受けることができる<sup>4)</sup>。しかし、特定の商品を購入する見返りとして、宗教上の寄付を割り引くというのは不可解である。なおこのガイドマップには「施設ご利用割引券」も付いており、こちらは京都タワーや東映太秦映画村などの観光施設で入場料の割引や優待が受けられる。このことから、拝観料と入場料、拝観寺院と観光施設を同列に扱う態度が透けてみえる。

また2015年、朝日新聞に掲載された世論調査に関する記事には、寺院や神社などの「文化財」を見る際に必要な拝観料などのお金は、文化財保護が目的ならば今以上に「払ってもよい」と答えた人が61%に上ったと記されている<sup>5)</sup>。この記事からは、記者が拝観料を寺院の「文化財」を觀賞する対価として認識し、多くの人々もこうした見解を受け入れていることが読み取れる。

このように、拝観寺院や拝観行為をどのように位置づけるべきなのか、という古都税紛争当時の問題は寺院の間でも一般社会の中でも意識されなくなり、曖昧になってきている。拝観寺院の側でも、かつての自己主張に対してこだわりを持たなくなっているようである。しかし、拝観寺院の本質にかかわるこの問題には結論が出ておらず、その意義は失われていない。また、この問題は拝観寺院という空間の意味にかかわる問題でもあり、地理学的にも無視しえない。

そこで本稿では、まず拝観寺院が持つ複数の性格について論じた上で、京都の大寺院が観光対象となり、拝観寺院になっていく歴史的過程を概観する。そして、拝観寺院の性格が争われた古都税紛争と、その前史とも言える文化観光施設税（文観税）・文化保護特別税の導入の経緯を分析する。その上で、こうした過程の中で拝観寺院に関して示された教義について考察する。これらを通して、拝観寺院の性格に関する問題点を明らかにする。

## Ⅱ. 拝観寺院の3つの性格

現在の拝観寺院にはどのような意味が付与されているのかを、あらためて考えてみよう。まず、多くの観光ガイドブックで観光対象として紹介され、観光客が詰めかけている以上、「観光施設」であるということになる。次に、拝観寺院は仏教寺院なので、宗教施設であるということになる。宗教施設の多くは、法的には宗教法人の施設である。宗教施設と境内地は、「宗教空間」と総称することができる。宗教空間は、第一義的には信仰のための空間である。さらに、拝観寺院の歴史的価値に応じて、文化遺産や文化財とみなされる場合もある。なお本稿では、文化財政策の研究者である馬場憲一の規定<sup>6)</sup>に従って、「文化遺産」(cultural heritage)という語が広く人間の文化的活動の所産全般を指し、「文化財」(cultural properties)という語を文化遺産のうち日本の文化財保護法や文化財保護条例で指定・登録され、一定の文化的価値が公的に認められたものと位置づける。

このように拝観寺院は、主として「観光施設」・「宗教空間」・「文化財（文化遺産）」の3つの性格を併せ持つと考えられる。問題は、これら3つの性格が互いに対立する可能性があるという点にある。次に、これらの3つの関係についてそれぞれ考えてみたい。

### 1. 「宗教空間」－「観光施設」の関係

「観光」とは、観光人類学者の橋本和也によれば、「(観光者にとっての) 異郷において、よく知られているものを、ほんの少し、一時的な楽しみとして、売買すること」であると定義できる<sup>7)</sup>。このように、観光は娯楽の販売や消費の一種であると言える。ところが日本では、宗教とお金の関係には否定的な意見が強い。宗教法人には優遇税制が採られているが、世論調査ではこれをやめるべきだという意見が多数を占めている<sup>8)</sup>。とりわけ、仏教とお金の関係に関しては批判が強い。仏教が「小欲知足」という教義を有するにもかかわらず、寺院住職は「坊主丸儲け」をしているのではないかという認識が、檀家や世間一般に存在している<sup>9)</sup>。とくに京都市民の間では、観光寺院がお金を儲けすぎているという意見が多いといわれる<sup>10)</sup>。

また観光学者のコーエンは、宗教的な場所が観光客の人気を博すのは、教団にとって痛し痒しであると言う。これにより教団は入場料や土産物販売による利益が得られる反面、場所の宗教的な雰囲気は損なわれるおそれもある。観光と宗教の間には二律背反の関係が存在しており、観光を通して経済的利益が増大する一方で、観光への批判的態度が生じることもある。一方、観光客や観光産業からみれば、信仰がなされる場所は観光アトラクションとして魅力的である。ただ、信仰がなされることによって、観光客が不便さや緊張を強られる面もある<sup>11)</sup>。

このように、観光・観光施設と宗教・宗教空間との関係は、対立の可能性を孕んでいる。

## 2. 「宗教空間」－「文化遺産」、「宗教空間」－「文化財」の関係

宗教と文化遺産という概念も、それぞれ異なった文脈を持つ、別々の概念なので、双方の論理を両立させるためには工夫を要する。

たとえば、社会学者の小川伸彦は、京都市山科区の拝観寺院である岩屋寺の、拝観者向け案内解説を分析している。この寺は大石内蔵助の旧居跡の隣接地にあり、旧居の跡地は現在その境内地に含まれるため、赤穂事件を現在に伝える文化遺産と言える。だがその一方で、ここはそもそも仏教（曹洞宗）寺院という宗教空間である。これら2つの性格は、「下手をすれば、(中略)水と油のように乖離」してしまう危険性を孕む。だがこの寺では、大石が毎日、この寺に念持仏としてお参りに来たたと拝観者に説明している。こうした説明により、「両者の乖離を回避させ融合に導いている」<sup>12)</sup>。

小川の分析からは、宗教空間と文化遺産という寺院の2つの性格の関係が緊張を孕んでいるということが読み取れる。文化遺産としての性格と宗教空間としての性格が互いに対立し、前者が後者に勝ってしまえば、その空間は信仰のための空間ではなくなる可能性がある。そうなれば、宗教団体が管理する必然性もなくなる。

次に、「宗教空間」と「文化財」の関係について考えてみよう。「文化財」という概念は、1950年の文化財保護法の制定に際して創られた造語である。文化財保護法が制定されたのは、これまでの文化行政における社寺の保護や優遇が、新憲法の政教分離原則に抵触するおそれがあったことも一因である。新憲法制定以前に、大寺院の保護を法的に裏付けていたのは、古社寺保存法（1897年制定）と、その法的基本構造を引き継いだ国宝保存法（1929年制定）である。これらのもとで、社寺に対して、建築物や仏像などの物件の保護を名目として国費が支給された。古社寺保存法はもとより、国宝保存法においても社寺の所有物が優先的に保護されており、文化財保護的な面だけでなく、社寺の保護・統制を図るという面も併せ持っていたと言える。しかし、新憲法では政教分離の原則が明記されたため、文化財保護法では社寺を優先し特別扱いすることを一切やめ、すべての所有者を平等に扱っている<sup>13)</sup>。

文化財保護法の規定により宗教法人に補助金を支出することは、あくまでも宗教法人を文化財の所有者とみなしての行為であり、宗教活動を助成することを意味しないため、「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出を禁じる憲法第89条には抵触しないと理解されている<sup>14)</sup>。このように第二次世界大戦後、「文化財」という概念を導入したことで、新憲法の政教分離規定に触れることなく、「文化財」保護を名目に社寺に対して補助金をスムーズに交付できるようになった。現在、多くの社寺の堂宇や仏像などの財物が国宝や重要文化財に指定されており、社寺の側でもこれを受けいれている。

だがその一方で、文化財保護法の解説書では、宗教法人が修理につき国庫補助をうけながら、「余りに強く自己の信教的立場を主張すること」（傍点原文ママ）は、憲法第89条との関連で「問題なしとしない」とあり<sup>15)</sup>、文化財保護行政と信教の自由・政教分離の原則とが対立する可能性が示唆されている。このように、「宗教空間」と「文化財」の関係も潜在的な緊張を孕んでいる。

なお、1994年12月、UNESCOの世界遺産委員会によって、「古都京都の文化財」(Historic Monuments of Ancient Kyoto)が世界文化遺産に登録された。対象となったのは17か所で、二条城を除くすべてが社寺であり、このうち寺院は13カ寺<sup>16)</sup>である。これらはいずれも著名な大寺院だが、そのうち西本願寺を除くすべてが拝観料を徴収する拝観寺院である。世界遺産登録への受け止め方には、各寺院で温度差がある<sup>17)</sup>。現在、鹿苑寺（金閣寺）・慈照寺（銀閣寺）・西本願寺の各ホームペー



ジにおける寺院案内には、世界遺産登録に関して一切言及がない<sup>18)</sup>。

### 3. 「観光施設」－「文化財（文化遺産）」の関係

「宗教空間」と、「観光施設」や「文化財（文化遺産）」との関係に比べれば、観光や観光施設と、文化財や文化遺産という概念との関係には、相対的に親和性が認められる。両者の対立点としては、観光客よる文化財の毀損が挙げられる。しかし行政としては、観光を通じて文化財への国民の理解が進むことが期待できる。また、文化財が重要な観光資源になることを考えれば、行政による文化財保護費用の負担感も軽減される<sup>19)</sup>。観光産業の側としても、文化観光の対象とするには、文化財（文化遺産）としてのオーセンティシティがあった方が望ましい<sup>20)</sup>。それゆえ結局のところ、文化財や文化遺産は観光資源として活用されることが多い。

なかでも世界文化遺産の場合、選定に際してオーセンティシティが重視されていること<sup>21)</sup>もあり、これに選ばれることで観光資源としての価値が高まることが期待される。ただし日本国内の例で言えば、知名度の低いところで観光客に顕著な増加がみられるが、京都や奈良のように以前から知名度が高いところでは目立った効果はないという<sup>22)</sup>。

### 4. 小活

以上のように、拝観寺院の3つの性格は互いに対立する可能性があるが、「観光施設」としての性格と、「文化財（文化遺産）」としての性格は両立が比較的容易である。これに対して、「宗教空間」としての性格と、「観光施設」や「文化財（文化遺産）」としての性格の両立は、より多くの困難を伴いやすいと言えよう。

## Ⅲ. 京都の観光化の歴史と拝観寺院の成立

### 1. 宗教都市・京都の成立

先述のように、京都の観光資源の多くは大寺院である。つまり、京都が有数の観光地であるのは、大寺院が集中する宗教都市であることが大きく影響している。

京都も当初は平安京として建設された政治都市であり、建都当時は仏教寺院の数もごく少数に過ぎなかった。だが、9世紀初期に東山山麓に清閑寺や清水寺が建立され、以後この付近から鴨川左岸にかけての地域を中心に大寺院が集積していく。9世紀にはこのほか、平安京の西側の山麓部や山間部にも、神護寺や大覚寺、仁和寺などの大寺院が建立された。中世には、いわゆる鎌倉新仏教の寺院も相次いで建立された。このうち、浄土宗や日蓮宗、時宗の寺院は主に市街地内部に建立された。一方、臨済宗の主な寺院は、相国寺や大徳寺など、市街地に近い京都盆地の内側に建立されたものもあったが、南禅寺や東福寺、妙心寺、金閣寺、銀閣寺、龍安寺など、多くは市街地を外れた山麓部に建立された<sup>23)</sup>。現在、拝観寺院（観光寺院）として多くの拝観者（観光客）を集めている寺院は、多くが中世までに山麓部に建立されたものである。

このように、おおむね中世までに、京都は政治都市としての性格に加えて、大寺院が集積する宗教都市としての性格を確立したと言えよう。その後、1591（天正19）年には西本願寺が、1602（慶長7）年には東本願寺が、それぞれ下京の現在地に建立されている。

## 2. 京都の観光化

歴史学者の鎌田道隆によれば、京都は近世初期、豊臣秀吉の都市改造によって政治都市としての性格がそがれ、経済都市へと性格を変えていった。しかし江戸中期、とりわけ17世紀後半から18世紀にかけて、京都は経済都市から観光都市へと転換していく<sup>24)</sup>。

この頃には、一般庶民の間で信仰と遊山の旅が普及していった。京都では、大勢の人々を寺院参拝へと向かわせる仕組みが順次整えられていった。江戸前期には、幕府により本末制度が整備され、全国の仏教寺院が本山を頂点とした宗派に組み込まれていった。京都に所在する大寺院は、しばしば本山またはそれに準じる寺院としての地位を得た。また島原の乱の後、寺檀制度が全国的に広まった。これによって全国の多くの人々が、末寺である檀那寺を通して、それぞれの宗派の本山と間接的に関係を持つことになる。そのため、京都の大寺院には、本山詣の参拝客が集まるようになった。17世紀から18世紀にかけて、京都の大寺院で遠忌・開帳が盛んに行われるようになり、本山詣が促進された。西国三十三所観音霊場の札所や順路は中世末から近世初期にかけて確立し、18世紀には庶民の間で札所めぐりがブームになったが、その札所の3分の1は京都とその周辺に位置している。また、西国三十三所になぞらえた新たな観音詣の創出や、名釈迦、名薬師などの庶民信仰の京都めぐりの考案がなされた<sup>25)</sup>。

地理学者の金坂清則は、江戸時代の京都の名所図会や板行都市図の内容を分析した。それによると、当時もやはり、観光の主な対象は社寺であったが、京都の社寺を訪れる人々は、社寺を単なる宗教施設と捉えてはいなかった。社寺の持つ伝統や文化、景観も、彼らをひきつける重要な要素であった<sup>26)</sup>。

もとより、江戸時代に京都が観光都市としての地位を確立しえたのは、京料理や京言葉など、「京」という文字を冠して呼ばれるさまざまな京都文化に魅力があったからでもある<sup>27)</sup>。だがやはり、中世までに大寺院が集まる宗教都市としての地位を確立していたことが大きいと言えよう。

その後、近代に入ると、鉄道を用いた京都の本山への団体参拝が可能となる。これは、1911(明治44)年の知恩院における法然上人七百回忌や東・西両本願寺における親鸞聖人六百五十回忌を契機に定着したとされる<sup>28)</sup>。

## 3. 拝観寺院(観光寺院)の成立

江戸後期の京都では、大寺院が有料で拝観させる事例が多数見受けられる。たとえば司馬江漢は、1789(寛政元)年に金閣寺へ赴き、同行者を含む10人分の料金として「銀二匁出し見物」したと記している<sup>29)</sup>。同様に、1802(享和2)年に京都を訪れた曲亭(滝沢)馬琴は、「金閣拝見の者、一人より十人までは銀二匁なり。(中略)東山銀閣寺もまたかくのごとし」と述べている<sup>30)</sup>。1839(天保10)年に金閣寺を訪れた木内啓胤は、「拝見料式百文差出し勝手より切手を受取」って、境内に入ったとしている<sup>31)</sup>。また高台寺でも、1835(天保6)年に富本繁太夫らの一行が「拝見料」として一朱を支払ったという<sup>32)</sup>。

その一方で、津村淙庵は、1776(安永5)年から1795(寛政7)年までの見聞録である『譚海』において、金閣寺には「万人講」なるものがあり、「銀子壺両奉納すれば、万人講の衆中に入れ、金閣仮山等一覽する事なり」と記している。これを読む限りでは、金閣寺は単なる観光客の拝観を認めず、拝観希望者には名目上、同寺の信仰的講集団の成員となることを求めていたようである。加えて、「銀閣寺は案内なくては猥に一覽をゆるさず」とある<sup>33)</sup>。いずれにせよ、江戸時代までに「拝

観料」のような形で、不特定多数の参拝客から定額を徴収する制度が確立していたのかは定かでない。

現在のような「拝観料」の仕組みが確立したのは、近代以降とみられる。相国寺史編纂室の藤田和敏によれば、明治初期に京都で盛んに催された博覧会の会場としてしばしば大寺院が使われ、その入場料として定額の料金が徴収されたことがそのきっかけであったという<sup>34)</sup>。ついで1898(明治31)年に出された内務省令第6号は「参拝セシムル為メ」料金を徴収することを禁じる一方で、「其ノ殿堂、庭園、什宝等ヲ観覧セシムルカ為メ」地方長官の許可を得て料金を徴収することを認めた。金閣寺と銀閣寺ではこれを受けて、同年に京都府知事から拝観料徴収の許可を得た。これが両寺院における拝観料の定額徴収の始まりとみられる。銀閣寺の拝観料収入の記録によれば、1900(明治33)年から1920(大正9)年にかけて同寺の拝観者数は約3倍に、拝観料収入は約4倍になり、さらに1920年から1935(昭和10)年にかけて拝観者数は約3倍、拝観料収入は約4倍に増大している。この頃には、同寺は拝観料収入の増大を受けて、「観光寺院」として経済的に自立できるようになった<sup>35)</sup>。

また、京都における寺院拝観料の歴史を調べた経済学者の渡辺泰輔によれば、1897(明治30)年に養源院が10銭を徴収したのがその最も古い例であるという。1950(昭和25)年に龍安寺が新たに徴収を始めて以降、拝観料を設ける寺院が相次いだ。1985年には、拝観料を徴収する社寺等の施設は約100カ寺に上った。拝観料も観光客の増加と軌を一にして年々値上がりを続けており、値下げを行った所はほとんどなかった。だが、拝観料を値上げしても、拝観者は減らなかった<sup>36)</sup>。

このように、近代に京都が観光都市として一層発展する中で、今日のような拝観料の仕組みが定着し、拝観寺院が成立したと言えよう。しかし、第二次世界大戦後、文観税・文化保護特別税・古都税の問題が浮上し、拝観寺院の性格をどのように捉えるかが激しく争われることになる。

#### IV. 文観税・文化保護特別税・古都税の経過と拝観寺院の位置づけ

京都市は有料拝観者に対して、過去三度にわたって税を課した。1956年から1964年まで実施された「文化観光施設税」(文観税)、1964年から1969年まで実施された「文化保護特別税」、そして1985年に実施されたが1988年に廃止された「古都保存協力税」(古都税)である。このうち、文観税と文化保護特別税を巡る経緯は、古都税紛争の前史と言える<sup>37)</sup>。本章では、これら3つの税の概要と導入の経緯について述べた上で、これらの税における拝観寺院の位置づけについて分析する。

##### 1. 文化観光施設税の概要と経緯<sup>38)</sup>

文化観光施設税(文観税)は、当時財政状況が悪化していた京都市が、1956年に市税条例を改正し、「国際文化観光都市」にふさわしい施設や道路などの建設費を捻出するために設けた7年半の期限税である。対象として指定されたのは、年間2万人以上の有料拝観者(入場者)があった市内20カ所の施設で、うち二条城と平安神宮を除く18カ所<sup>39)</sup>が拝観寺院であった。これら社寺等を同税の特別徴収義務者、その有料拝観者を納税義務者と規定し、拝観料に税額を上乗せする形で社寺等を通して納税させるという仕組みであった。これは当時、市が年々増加する観光客に対して課税する方法を模索していたことによる。



この税は、市が同年6月に自治庁に示した条例案では単に「観光施設税」と呼ばれ、「市内に於ける、社寺等の庭園、建物、宝物等（以下観光財と称す）」を有料で「観覧」する者への課税とされた。ここからは当初、市側が拝観寺院を観光施設とし、その拝観者を観光客（観覧者）とみなしていたことが窺える。市としてはあくまで課税対象は観光客であって、社寺や信者ではない立場であった。

しかし社寺側は、拝観は宗教上の行為であり、これに課税するのは憲法が保障する信教の自由を破壊するなどとしてこの案に反発した。そして、社寺の団体である京都古文化保存協会は、「いままでの社寺拝観は、単なる観光と目されたために税の対象となったことを反省」し、「宗教本来の姿にかえ」るべく、社寺の拝観料を廃止し無料公開としたり、一般観光客を閉め出して信者だけに拝観させたりする形式に切り替えていくことを決めた。同年6月から7月にかけて、すべての指定社寺がこれを実行に移した（いわゆる「拝観スト」）。同会の竹浪正義常務理事（勸修寺）はこれに関して、「信仰もなく、宗教関心のない人には観てもらえない」と述べている。

また京都古文化保存協会の役員は、7月の京都市会総務委員会に出席し、（市は社寺の）「建造物、庭園その他有形の文化観光資源を、観光財と定義しているが、これは文化財である」と主張した。同委員会ではこれを受けて、名称を「文化観光施設税」とし、条例改正案の文中の「観光」という語を「文化観光」に、「観覧」の語は「観賞」にそれぞれ改めた。「文化観光財」（「観光財」からの改称）の定義は、「建造物、庭園その他有形の文化観光資源で（中略）その観賞について対価の支払を要するようなもの」とされた。

社寺側の反対はそれでも収まらなかったが、改正案は8月の市会で可決され、10月より課税が実施された。この間、「拝観スト」に参加する社寺は徐々に減少していたが、12月に清水寺など拝観寺院10カ寺と京都市長が覚書を交わしたのを契機に、大半の社寺が徴税に協力することになった。その後、泉涌寺など、当初対象とされていなかった拝観寺院からも指定の申し出が市に対してなされた結果、この税の指定先寺院は最終的に30カ寺<sup>40)</sup>となった。

当初、社寺がこの税に強く反発した背景には、京都市の政治手法に対する不満や拝観料の実質値上げに伴う収入減の懸念、信教の自由を侵害するとの認識などのほかに、社寺を「観光施設」とみなす市の姿勢があったとみられる。社寺側のある代表者は、7月の市会総務委員会との懇談会で、「信仰の対象に対し観光財という名を冠することは、社寺で最も重視する信仰の観念を無視するもの」と述べた。また曼珠院の山口光円門跡は、10月の市側との会合で、条例が「大切な本尊を見世物扱いにした」と不満を述べた。このように当時、京都の主な拝観寺院は、寺院を「観光施設」とする見方に対して強く反発した。しかし、「文化財」としての位置づけは許容していたと言える。税の呼称が「観光施設税」から「文化観光施設税」に改められたのも、こうした寺院の感情に対する配慮があったためとみられる。

## 2. 文化保護特別税の概要と経緯<sup>41)</sup>

文観税は、1964年4月に満期を迎え、失効する。だがその前年、京都市は厳しい財政状況の中で文化財の保護財源を引き続き確保していくため、この税の延長を望むようになった。そこで、1963年末から翌年初めにかけて、満期失効後に同様の新税を5年間の時限税として設けることを関係各所に提案した。市では、この税の名称を納税者にその負担の意義が分かるものにしたと考え、「文化保護特別税」とした。社寺等を特別徴収義務者、有料拝観者を納税義務者とし、拝観料に税額を上乗せさせて徴税するという仕組みは、文観税と同様である。特別徴収義務者とされた社寺等も、文

観税と同じ32カ所（うち30カ所が拝観寺院）である。

ただ、文観税の条例では、課税対象者の「観賞」対象を「建造物、庭園その他有形の文化観光資源」である「文化観光財」と規定したのに対し、市が示した文化保護特別税条例案では「建造物、庭園その他有形の文化財」としている（傍点筆者）。このように、今回の条例案の条文からは「観光」という言葉が消え、社寺における「文化財」の観賞者に対して課税するという姿勢が明確になった。

条例案は1964年3月に市会で可決された。社寺側では今回も反対の意見が多く、とりわけ清水寺や金閣寺、銀閣寺を中心に、信教の自由を侵害するとの違憲論を唱えた。だが、各社寺とも文化財保護費用の必要性自体は理解しており、税ではなく任意の寄付金として応分の負担をしたいと市側に申し出た。市はこうした提案を拒否したが、社寺は「拝観スト」のような措置はとらず、市側との話し合いに応じた。結局、7月に市長が反対派の拝観寺院と、5年間の期限満後は「この種の税はいかなる名目においても新設または延長しない」という「覚書」を交わすことで、これらの同意を取り付けることに成功した。そして、9月から課税が実施された。

### 3. 古都税の概要と古都税紛争の経過<sup>42)</sup>

文化保護特別税は条例の規定通り、1969年8月に満期を迎えた。その後、拝観料に対する課税の動きはなかったが、京都市では財政悪化を受けて、1982年7月、文観税のような新税を設ける構想を発表した。これに対して京都古文化保存協会では内部で意見が割れたので、新税に反対する拝観寺院は以後、京都市仏教会<sup>43)</sup>を窓口として対応することにした。京都市仏教会は、先述の「覚書」の存在や信教の自由の侵害などを理由に、この構想に反対した。しかし、新税の条例案は1983年1月に市会で可決された。なお、新税の名称は、条例案が市会に提出される段階で「古都保存協力税」に変更されたが、その課税方法は文化保護特別税と大差ない。特別徴収義務者とされた社寺等は、文化保護特別税よりも増えて40カ所となった。これらのうち36カ所<sup>44)</sup>が拝観寺院である。

条例成立の前後から、いわゆる古都税紛争が本格化する。まず、京都市仏教会に加盟する拝観寺院が、市に対して条例提出差止めを求める訴訟を行った。また、同会は政府への働きかけを展開した。しかし1984年に一審で寺院側が敗訴し、翌1985年4月には古都税の実施が自治大臣により許可された。これに対して、京都仏教会<sup>45)</sup>では条例無効確認を求める第二次訴訟を行うとともに、拝観停止をもって抵抗する方針が示されたが、会員の間ではこうした強硬策への反発も生じた。しかし、拝観寺院のうち18カ寺<sup>46)</sup>は、古都税実施日の7月10日より無料拝観を実施し、さらにそのうち12カ寺<sup>47)</sup>が同月下旬から拝観停止に入った。8月には一転して京都仏教会と市側が和解し、拝観停止は解除されたが、その後の第三者機関による斡旋が不調に終わり、12月から12カ寺<sup>48)</sup>が拝観停止に入った。これにより、京都では観光業界を中心として、経済面で大きな悪影響が生じた。1986年3月末には、任意の「志納金」の見返りに拝観を認めるなどの措置へと切り替えられたが、7月にはまたも拝観停止が行われた。今度の拝観停止は6カ寺<sup>49)</sup>にとどまった。結局、これら6カ寺も1987年5月に開門し<sup>50)</sup>、10月には条例を年度末に廃止する議案が市会で可決され、紛争は終結した。

このように、古都税紛争は京都仏教会の勝利という結果に終わった。これにより、拝観が宗教上の行為であり、拝観寺院は宗教施設（宗教空間）であるという仏教会側の主張が通った形になった。

しかし、仏教会の内部でも「観光寺院」中心の執行部体制に対する一般寺院からの反発が強まり、1986年夏までに日蓮宗系寺院や知恩院、東・西本願寺が相次いで脱会するに至った。その結果、紛



争後期には同会は事実上、拝観停止を行う寺院の組織へと変質していた。こうして、古都税紛争は檀家をほとんど持たない拝観寺院と、檀家によって支えられた一般寺院（とりわけ日蓮宗系、浄土宗系、浄土真宗系寺院）やそれらが属する宗派の本山との溝を浮き彫りにした。拝観寺院の側にも一般寺院への反感が存在した。たとえば、京都仏教会における古都税反対運動の中心人物の1人で、のちに同会理事に就いた安井攸爾（蓮華寺）は、古都税反対運動に協力的でない日蓮宗・浄土宗・浄土真宗を「いずれも江戸時代の寺請制度による檀家によってつながっている宗派」と批判している<sup>51)</sup>。

#### 4. 各税における拝観寺院の位置づけ

ここまで見てきたように、文観税・文化保護特別税・古都税の導入に際しての、市の拝観寺院に対する位置づけには変遷がみられる。文観税の当初案では、拝観寺院を「観光施設」や「観光財」とみなしていた。しかし、こうした見方に対して当の寺院の間では強い反発が起こった。市はこうした反発を見て、「観光施設」を「文化観光施設」と言い換えるなどの措置を講じたが、2つの言葉の違いは明確にされておらず、付け焼刃的な印象は否めない。

一方、文化保護特別税や古都税をめぐる議論では、市側は拝観寺院を一貫して「文化財」と位置づけており、寺院側もこれに対しては明確な拒否反応を示してはいない。多くの拝観寺院ではすでに文化財保護法や文化財保護条例に基づく指定・登録を受けいれていることから、それほど違和感はなかったものと思われる。京都仏教会における古都税反対運動の中心人物の1人で、のちに同会理事に就いた佐分宗順（相国寺）は、「僧侶の側からすれば、文化財に指定されることで、宗教財を単なる文化財としての価値だけで扱われたら困るんです。（中略）しかし、僧侶自身に文化財に指定されている仏像のほうありがたい、というような認識を持っている人がいるのも事実です」と語っている<sup>52)</sup>。

ただし寺院の側では、文観税が議論された頃から一貫して、寺院が宗教施設や信仰の場所であるという趣旨の主張を行っており、彼らの違憲論もこうした認識に基づく。彼らは結局、文観税・文化保護特別税に協力したが、この点に関しては市側との溝が埋まらなかった。このことが、のちの古都税導入に際して大きな火種となった。

## V. 拝観寺院に関連する教義

### 1. 「観光」の正当化

先述のように、文観税が問題化した当時、拝観寺院を「観光施設」や「観光財」とみなす市側の姿勢に対して、寺院側は強く反発した。彼らにしてみれば、寺院やその仏像、庭園などは信仰の空間、信仰の対象であり、これらを観光対象と言い切ることは、仏教信仰を蔑ろにすることに思われた。曼珠院門跡の「見世物扱い」という発言が端的に示すように、当時の拝観寺院は「観光」という言葉をネガティブに捉えており、「観光寺院」や「観光施設」とみなされることに強い拒否感があった。彼らを「拝観スト」のような強硬措置へと駆り立てたのも、一つにはこうした感情があったからであると考えられる。

それでは当時、拝観寺院はみずからをどのように規定していたのだろうか。たとえば文観税に反対した三千院門跡の水谷教章によれば、「拝観社寺は、拝観を以て、自らの布教の拠点たる社寺にお

ける布教行為と考え<sup>53)</sup>ている。もし「観光財などと公認せられたら、それは社寺の境内でありながら遊覧所化してしまい、宗教々化の道場たる実は失われてしまうであろう<sup>54)</sup>」。

このように拝観寺院の側では、拝観が宗教上の行為であり、拝観料は布施であり、拝観寺院は宗教施設であると考えていた。だがこうした主張が受け入れられなかったので、信者以外に門を閉ざす措置（いわゆる「拝観スト」）をとったのである<sup>55)</sup>。

もっとも水谷は、「観光」を全面的に否定した訳ではない。「観光」の語源を『易経』に求めつつ、「観」という字は「念を入れて見る」ことであり、仏像を見る「観仏」もまた一種の「観光」であると述べ、その仏教的意義を強調した。ただし、「観光」が「観仏」ではなく単に歓楽を追うだけの行為に墮してしまうならば、拝観を謝絶しても構わないと主張した<sup>56)</sup>。水谷自身、「拝観」を教化につなげるべく、1950年頃から、三千院の拝観者に教義を述べたパンフレットを配布したり、堂宇の各所に「説明書（掲示伝道式文書）」を貼りだしたりするといった努力を行った<sup>57)</sup>。

このように、拝観寺院の側には「観光寺院」といわれることに抵抗があったことは否めない。一般寺院や世論の中でも、拝観料という形での定額料金の徴収は宗教的な行為とは言えないという批判がみられた<sup>58)</sup>。ところが、古都税紛争の頃から、京都仏教会では積極的に「観光」を正当化する主張をするようになる。たとえば、第二次訴訟の準備書面で、原告の京都仏教会側は、「観光形態をもって」寺院境内に足を踏み入れる人々も「仏教における重要な布教行為の対象者となるのみならず、それ自体重要な宗教行為である」と主張した<sup>59)</sup>。さらに古都税紛争後の1987年末に、京都仏教会が主催したシンポジウムでは、仏教史学者の柳田聖山が「もともと観光と布教というものは一体であり」、「観光という言葉は（中略）仏教のすべての宗派に取り込まれて」といると指摘し、「檀家制度の崩壊に代わって不特定多数の構成メンバーを相手どる、新しい宗教経済学が要求されている」今日において、観光寺院は新たな可能性を有していると主張した<sup>60)</sup>。このシンポジウムには京都仏教会の会長や幹部も出席したが、「観光」や「観光寺院」をネガティブに捉える意見はもはや全く出されなかった。そこには、(かつての水谷のように) 拝観者に対して言葉で教化するまでもなく、観光それ自体が当然に宗教的な行為であるという共通認識の存在を指摘することができる。

## 2. 一木一草論とその教義的背景

拝観寺院が「拝観」や「観光」を正当化する教義上の根拠として、いわゆる「一木一草論」を挙げることができる。これは、寺院境内の一木一草が仏教の信仰の対象であり、伝道のためのものであるという趣旨の主張である。一木一草論の源流は、文観税問題当時の水谷の発言にあるとされる<sup>61)</sup>。水谷は、寺院庭園の「一木一石そのものが諸法実相の妙理を説法している生ける存在であ」とし、「庭園を通じての教化」が可能であると主張した<sup>62)</sup>。

水谷の当時の論理は、のちの古都税紛争時に、京都市仏教会弁護団の手で「発掘」された<sup>63)</sup>。京都市仏教会事務局長の鶴飼泉道は、「第三次文観税（引用者注：古都税のこと）論争の当初より、基本的な反対理由の理論づけには、前の三千院門跡・故水谷教章門主の残された資料に負う所が多かった」と述べている<sup>64)</sup>。古都税第二次訴訟で京都仏教会側が提出した準備書面には、「寺院の境内へ一歩足を踏み入れることは（中略）一木一草すべてこれ仏性の法そのものとしての宗教的資材にふれることである」と書かれている<sup>65)</sup>。社会学者の鎌田大資によれば、京都（市）仏教会がこうした主張を展開したのは、法廷闘争や行政への抵抗が「寺に似合わぬ、ふさわしくない」という批判をかわし、これを宗教的に正当化するためであった<sup>66)</sup>。

三千院と同じ天台宗寺院である妙法院の三崎良泉門跡も、水谷と同時期に、社寺庭園の「一草一木一石も、神仏の顕現と見、従ってこの場に遊ぶものは、必定にして神に到達し又成仏の下種となる」と主張した<sup>67)</sup>。

三崎は当時、京都古文化保存協会副理事長として文観税反対の先頭に立った人物だが、本覚思想の研究者としても知られている。本覚思想とは、事物の本質が「空」であるという前提に立ち、自-他、生-死のように二元論的に組み合わせられた事物・事象が根底では不二一体であるという認識に基づいて、これらの事物の現状を肯定する思想であり、特に日本の天台宗で発達した。この中では、仏と草木もまた不二なので、草木はそのままで仏であるとされる<sup>68)</sup>。このように、草木が仏であるとか、草木に仏性（仏の本性、成仏の可能性）があるとする考え方は、「草木成仏説」と呼ばれる。たとえば、平安時代の天台宗の僧・安然は、『涅槃経』の「一切衆生悉有仏性」という概念を発展させ、草木が発心修行成仏しようという「草木国土悉皆成仏」という概念を提唱した<sup>69)</sup>。

ところで京都仏教会は、古都税紛争後に一連の訴訟や反対運動を総括し、これを正当化した論文の中で、次のように記している。

「一切衆生悉有仏性」、そして日本流の「草木国土悉皆成仏」、この仏教思想の原点<sup>(ママ)</sup>を現す言葉は、一茎の草、一本の木に強い愛着を寄せる日本人の心情によく通ずる。(中略) ときは現代、京都の寺院を訪れた拝観者が、おしなべて「心のやすらぎ」を感じるといふ。これも、民衆の深層心理に固着した仏性心が寺院環境に醸成された仏法にふれて感応する心の状態なのである。人も草木も仏と合一するところに、対立の観念が生まれるはずはない。(中略) これが西欧と日本の法文化の決定的相違点である。即ち、前者が自他の対立を前提に契約を説くのに対し、後者は「自他不二」を前提に一味和合を説くのである。(中略) したがって、受容した西欧法を、日本の風土に合わせて民心に定着させるためには、仏法からの国法に対する語りかけが必要となる<sup>70)</sup>。

ここからは、日本仏教の草木成仏説や本覚思想の影響が明瞭に読み取れる。ただし現代日本の仏教界では、文字通り実際に草木が仏になるとか、草木に仏性があるなどとする理解よりもむしろ、草木成仏説の主題が人間の成仏にあるという理解の方が目立つ<sup>71)</sup>。三崎も、のちの自著の中でそうした見解を示している。その一方で、こうした教学的議論とは別に、日本の一般世間では古来、「草木美好み」に由来する草木成仏の考え方が広く普及しており、それが日本の和歌や能、いけばななどの芸術に大きな影響を与えたとも指摘する<sup>72)</sup>。

このように、三崎も草木成仏説を文字通りに受けとっている訳ではない。現代日本の仏教界全体を見渡しても、草木成仏説や本覚思想に関しては賛否両論があり、両者の立場の間で時に激しい議論が戦わされている。その具体的内容については拙稿<sup>73)</sup>に譲るが、ともあれ、上述の京都仏教会の論理は必ずしも日本仏教を代表するものとは言えない。

## VI. 拝観寺院の性格をめぐる諸問題の展望—むすびに代えて—

以上述べた通り、近代に京都が観光都市として一層発展する中で、今日のような拝観料の仕組みが定着し、拝観寺院が成立した。拝観寺院は、「宗教空間」・「観光施設」・「文化財（文化遺産）」という3つの性格を併せ持つ。これらの性格は、相互に対立する可能性を本質的に有しているが、京都では第二次世界大戦後、観光客が増加し、文観税・古都税などの課税をめぐる問題が生じる中で、と



りわけ「宗教空間」としての性格と「観光施設」としての性格との矛盾が顕在化した。京都市が拝観寺院を観光施設や文化財とみなして拝観者に課税しようとしたのに対して、拝観寺院はみずからを宗教空間とみなしてこれに抵抗した。古都税紛争では、拝観寺院が拝観停止という強硬措置に訴えて、結果的に市側に勝利した。これにより、拝観寺院側の主張が通った形になった。その後京都市では、寺院拝観者に対する課税案はいっさい出ていない。

だが、古都税紛争後も、「宗教空間」としての性格と「観光施設」としての性格との矛盾が完全に解消した訳ではもちろんない。拝観寺院が不特定多数の拝観者（観光客）を有料で受けいれていることに対しては広く批判が存在しており、市民や一般寺院も拝観寺院に対しては同情的とは言いがたい。そのため京都仏教会では紛争後に、ポレミックな教説である草木成仏説や本覚思想を動員してでも、これを宗教的に正当化しなければならなかった。

しかし、本稿の冒頭で論じたように、近年、拝観寺院が観光施設や文化財として扱われる事例が目立ち、その宗教的意義がまたもや曖昧になってきている。また、拝観者が寺院庭園の宗教的背景を難解に感じており、寺院の案内解説も不十分であるという調査結果も存在する<sup>74)</sup>。それゆえ拝観寺院には、拝観者に対して、寺院や拝観行為がもつ仏教的意義を周知していく努力が求められる<sup>75)</sup>。また、人文地理学においても、宗教空間の意味に関する研究の一環として、拝観寺院の自己規定や案内解説の内容、拝観者による寺院への認識について、今後、より詳細に調査していく必要がある。

## 注

- 1) 京都市産業観光局観光 MICE 推進室編・発行『平成 26 年（2014 年）京都観光総合調査』、2015、4 頁。
- 2) 京都市の 2010 年の観光調査によれば、観光客の市内訪問地（複数回答）の上位 10 位は、1 位：清水寺、2 位：嵐山、3 位：金閣寺、4 位：二条城、5 位：銀閣寺、6 位：南禅寺、7 位：八坂神社、8 位：高台寺、9 位：平安神宮、10 位：嵯峨野であった。「嵐山」と「嵯峨野」は、天龍寺や大覚寺などの大寺院を含んでいるとみられる。京都市産業観光局観光部観光企画課編・発行『京都市観光調査年報 平成 22 年（2010）』、2011、18 頁。
- 3) 田中 滋「質問紙を用いた調査の事例—『京都市・古都保存協力税問題についての市民意識調査』—」（宝月 誠他 3 名『社会調査』、有斐閣、1989、所収）、201 頁。
- 4) 京都市交通局・京都バス『京都観光ガイドマップ（2015 年 3 月 21 日現在）』。これにより拝観料の割引（または団体料金での拝観）が受けられる寺院は滝口寺、天龍寺、法金剛院、龍安寺、高桐院、瑞峯院、大仙院、曼殊院、妙蓮寺、龍源院、永観堂、高台寺、金地院、醍醐寺三宝院、知恩院、智積院、天授庵、六波羅蜜寺の 18 カ寺である。なおこれらのうち、曼殊院と金地院は後述のように古都税に反対して拝観停止を行った。
- 5) 長崎緑子・渡 義人・池田洋一郎「拝観料増額、文化財保護なら容認 6 割 朝日新聞世論調査」、朝日新聞 2015 年 7 月 23 日付朝刊。
- 6) 馬場憲一「日本における文化遺産の活用と地域づくり—1990 年代の文化財政策との関わりの中で—」、現代福祉研究 1、2001、35 頁。
- 7) 橋本和也『観光人類学の戦略—文化の売り方・売られ方—』、世界思想社、1999、12-13 頁。
- 8) 石井研士『データブック現代日本人の宗教—戦後五〇年の宗教意識と宗教行動—』、新曜社、1997、156-157 頁。
- 9) 上田紀行『がんばれ仏教！—お寺ルネサンスの時代—』、日本放送出版協会、2004、39-47 頁。
- 10) ①中村五雄「京都・古都保存協力税をめぐる諸問題」、レファレンス 446、1988、8 頁。②「シンポジウム「自由なる宗教の蘇生を求めて」」、（京都仏教会編『古都税反対運動の軌跡と展望—政治と宗教の間で—』、第一法規出版、1988、所収）、144 頁。③村上 弘「古都税紛争」（京都市会事務局調査課編・発行『京都市会史 続編』、1989、所収）、271 頁。
- 11) Cohen, E.: Tourism and religion: a comparative perspective, *Pacific Tourism Review* 2, 1998, pp. 1-10.

- 12) 小川伸彦「語りと文化遺産—ある寺院における案内解説の分析より—」、奈良女子大学文学部研究年報 47、2003、65 頁。
- 13) ①内田 新「文化財保護法概説（一）」、自治研究 58-4、1982、44 頁。②内田 新「文化財保護法概説（三）」、自治研究 58-9、1982、13-14 頁、23-29 頁。③内田 新「文化財保護法概説（四）」、自治研究 58-11、1982、35-41 頁。④内田 新「文化財保護法概説（五）」、自治研究 59-1、1983、98-99 頁。
- 14) 竹内敏夫・岸田 実『文化財保護法詳説』、刀江書院、1950、131 頁。
- 15) 前掲 14) 21 頁。
- 16) 教王護国寺（東寺）、清水寺、延暦寺、醍醐寺、仁和寺、平等院、高山寺、西芳寺、天龍寺、金閣寺、銀閣寺、龍安寺、西本願寺。
- 17) 「京都の文化財世界遺産登録」、朝日新聞京都版 1998 年 12 月 3 日朝刊。
- 18) 金閣寺ホームページ [http://www.shokoku-ji.jp/k\\_about.html](http://www.shokoku-ji.jp/k_about.html)  
銀閣寺ホームページ [http://www.shokoku-ji.jp/g\\_about.html](http://www.shokoku-ji.jp/g_about.html)  
西本願寺ホームページ <http://www.hongwanji.or.jp/hongwanji/>  
いずれも 2015 年 9 月 1 日閲覧。
- 19) 前掲 13) ① 63-64 頁。
- 20) 峯俊智穂「世界遺産観光と「オーセンティシティ」」、政策科学 13-2、2006、71-80 頁。
- 21) 前掲 20) 75 頁。
- 22) 「知名度アップ、世界遺産に立候補続々」、朝日新聞 2004 年 12 月 4 日朝刊。なお京都の場合、世界遺産登録の翌年は阪神・淡路大震災の影響で観光客数はむしろ減少している。
- 23) 金坂清則「社寺と観光」、(金田章裕・石川義孝編『日本の地誌 8』、朝倉書店、2006、所収)、331-332 頁。
- 24) 鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』、思文閣出版、2000、255-256 頁、267-269 頁。
- 25) ①藤井 学・森谷剋久「名所と本山」、(京都市編『京都の歴史 6 伝統の定着 新装版』、京都市史編さん所、1979、所収)、316-339 頁。②前掲 24) 267-268 頁。
- 26) 前掲 23) 333-338 頁。
- 27) 前掲 24) 270-271 頁。
- 28) 山野上純夫「宗教都市・京都の課題」、都市研究・京都 2、1990、10-11 頁。
- 29) 司馬江漢「江漢西遊日記」、(駒 敏郎他 2 名編『史料京都見聞記 2』、法蔵館、1991、所収)、267 頁。
- 30) 滝沢馬琴「羈旅漫録」、(駒 敏郎他 2 名編『史料京都見聞記 2』、法蔵館、1991、所収)、431 頁。
- 31) 木内啓胤「たびまくら」、(駒 敏郎他 2 名編『史料京都見聞記 3』、法蔵館、1991、所収)、197 頁。
- 32) 富本繁太夫「筆満可勢」、(駒 敏郎他 2 名編『史料京都見聞記 3』、法蔵館、1991、所収)、96 頁。
- 33) 津村涼庵「譚海」、(駒 敏郎他 2 名編『史料京都見聞記 4』、法蔵館、1992、所収)、400 頁。
- 34) 藤田和敏「社寺拝観制度の成り立ちと変遷」、中外日報 2014 年 5 月 2 日付。
- 35) 藤田和敏『宗門と宗教法人を考える—明治以降の臨濟宗と相国寺派—』、相国寺教化活動委員会、2014、45-48 頁。
- 36) 渡辺泰輔「拝観料の価格体系に関する実証的研究—京都地区における寺院の事例を中心に—」、龍谷大学大学院研究紀要社会科学 1、1987、43-61 頁。
- 37) 前掲 10) ③ 220 頁。
- 38) ①斎藤 正『京都市政史料 18 文化財保護の財源調達史 上篇』、京都市史編さん所、1973。②斎藤 正『京都市政史料 22 文化財保護の財源調達史 中篇』、京都市史編さん所、1974。③「条例」、(京都仏教会編『古都税反対運動の軌跡と展望—政治と宗教の間で—』、第一法規出版、1988、所収)、565-568 頁。④前掲 10) ③ 220-222 頁。
- 39) 三千院、寂光院、銀閣寺、知恩院、青蓮院、清水寺、妙法院三十三間堂、醍醐寺、西芳寺、天龍寺、大覚寺、広隆寺、龍安寺、金閣寺、仁和寺、東福寺、曼殊院、靈山観音。
- 40) 前掲 39) の 18 カ寺から靈山観音（拝観料を廃止したため指定取消）を除いた 17 カ寺と、泉涌寺、大仙院、詩仙堂、東寺、南禅寺、金地院、瑞峯院、高桐院、龍源院、三玄院、黄梅院、芳春院、退蔵院。
- 41) ①斎藤 正『京都市政史料 19 文化財保護の財源調達史 下篇の 1』、京都市史編さん所、1973。②前掲 10) ③ 222-226 頁。

- 42) ①山添敏文「古都保存協力税 その記録と解説 上」、京都市政調査会報 62、1986、6-17 頁。②山添敏文「古都保存協力税 その記録と解説 下」、京都市政調査会報 63・64 (合併号)、1987、24-35 頁。③前掲 10) ① 1 頁、6-31 頁。④前掲 10) ③ 226-277 頁。
- 43) 古都税紛争が始まった時点では、市内の仏教寺院の多くが宗派の違いを超えて参加する任意の親睦団体であった(「解説」、(京都仏教会編『古都税反対運動の軌跡と展望—政治と宗教の間で—』、第一法規出版、1988、所収)、218 頁)。
- 44) 金閣寺、高桐院、瑞峯院、大仙院、芳春院、龍源院、禅林寺、金地院、南禅寺、銀閣寺、蓮華寺、曼殊院、詩仙堂、三千院、寂光院、妙法院、青蓮院、知恩院、清水寺、泉涌寺、東福寺、随心院、勧修寺、東寺、広隆寺、天龍寺、二尊院、念仏寺、大覚寺、常寂光寺、退蔵院、龍安寺、仁和寺、高山寺、神護寺、醍醐寺三宝院。
- 45) 1985 年 4 月、京都市仏教会と京都府仏教会が合併して発足した。
- 46) 清水寺、青蓮院、泉涌寺、東福寺、妙法院三十三間堂、随心院、銀閣寺、金地院、三千院、金閣寺、南禅寺、曼殊院、蓮華寺、広隆寺、常寂光寺、二尊院、寂光院、高山寺。
- 47) 広隆寺、蓮華寺、青蓮院、曼殊院、南禅寺、金地院、東福寺、清水寺、金閣寺、銀閣寺、三千院、二尊院。
- 48) 金閣寺、銀閣寺、三千院、曼殊院、清水寺、青蓮院、泉涌寺、東福寺、随心院、二尊院、広隆寺、蓮華寺。
- 49) 金閣寺(参禅者に限り拝観を認める)、銀閣寺、蓮華寺、青蓮院、広隆寺、二尊院。
- 50) ただし、金閣寺は改装工事が終わる 1987 年 10 月まで拝観停止を続けた。
- 51) 前掲 10) ② 133 頁。
- 52) 前掲 10) ② 165 頁。
- 53) 水谷教章「観光税の門外徴収説」、中外日報 1956 年 8 月 8 日付。
- 54) 水谷教章「対価を収受する拝観の再開はあるか—宗教本来の相を堅持する社寺と観光税(四) 拝観の与える心理変化を重視せよ」、中外日報 1956 年 9 月 9 日付。
- 55) 「社寺拝観料を全廃 一応宗教本来の姿に復元」、中外日報 1956 年 6 月 26 日付。
- 56) 水谷教章『三千院談義集 第 6 版』、三千院門跡出版部、1970、114-118 頁。
- 57) 前掲 56) 2 頁。
- 58) ①「新観光税問題をこう考える」、中外日報 1964 年 4 月 5 日付。②五来 重「観光税と宗教的行為」、読売新聞 1983 年 2 月 8 日付夕刊。③飯沼二郎「寺院側は原点に戻れ」、毎日新聞 1986 年 3 月 10 日付朝刊。
- 59) 青蓮院外 11 名「原告準備書面⑨(1986 年 12 月 18 日付)」、(京都仏教会編『古都税反対運動の軌跡と展望—政治と宗教の間で—』、第一法規出版、1988、所収)、438 頁。
- 60) 前掲 10) ② 142-143 頁、155 頁。
- 61) 鎌田大資「古都税紛争における京都仏教会のリーダーシップと理論化—ストラウスの交渉文脈概念からの整理—」、(田中 滋編『地域社会紛争と地方政治の政治社会学的研究—古都税問題の社会学—』[平成 2 年度科学研究費補助金一般研究(C) 研究成果報告書]、追手門学院大学、1991、所収)、39 頁。
- 62) 水谷教章「対価を収受する拝観の再開はあるか—宗教本来の相を堅持する社寺と観光税(七) 庭園もまた布教する」、中外日報 1956 年 9 月 11 日付。
- 63) 前掲 61) 39 頁。
- 64) 鶴飼泉道「編集後記」、(京都市佛教会文化観光税対策委員会事務局編『第三次文化観光税論争中間報告』、京都市佛教会、1983、所収)、294 頁。
- 65) 前掲 59) 437-438 頁。
- 66) 前掲 61) 40 頁。
- 67) 三崎良泉「拝観料と課税問題」、中外日報 1956 年 5 月 29 日付。
- 68) 田村芳朗「日本思想史における本覚思想」、(相良 亨他 2 名編『講座日本思想 1』、東京大学出版会、1983、所収)、123-127 頁。
- 69) 藤村健一「日本におけるキリスト教・仏教・神道の自然観の変遷—現代の環境問題との関連から—」、歴史地理学 252、6 頁。



- 70) 京都仏教会「総論—「国法仏法牛角論」の提唱—」、(京都仏教会編『古都税反対運動の軌跡と展望—政治と宗教の間で—』、第一法規出版、1988、所収)、8頁。
- 71) たとえば、草木ですらも成仏しうることを示すことで一般の人々に成仏への希望を与えるのがこの説の意図であるという主張や、成仏して自他不二の境地に至った人間の心中にある草木もまた成仏しているというのがこの説の趣旨だとする立場がある。前掲 69) 6-10 頁。
- 72) 三崎義泉『止観的美意識の展開』、ぺりかん社、1999、497-512 頁。
- 73) 前掲 69) 6-10 頁。
- 74) 在日欧米人の日本人配偶者を対象とした調査では、金閣寺、銀閣寺、龍安寺、西芳寺などの庭園の「文化的・宗教的背景」を難解に感じるという人が25%、これらの「作庭時の意図」を難解に感じるという人が38%に上った(①鈴木 誠『欧米人の日本庭園観』、東京農業大学農学部造園学科、1997、131-137 頁)。また、京都の定期観光バスを利用して庭園(大半が拝観寺院のもの)を訪れた人々を対象にした調査によれば、42%の人々が「庭園の持つ意味」を、30%の人々が「歴史的背景」をそれぞれ難解に感じており、48%の人々がこれらに関するより多くの情報の提供を望んでいた(②下村 孝・水野聖子・加藤 博「京都の公開庭園における観光客への情報提供の実態と今後のあり方」、ランドスケープ研究 67-5、2004、381-386 頁)。
- 75) ただし、拝観の宗教的意義を強調することは、国公立学校の修学旅行における寺院拝観が憲法の禁じる「宗教教育」にあたるという批判を招くおそれがある。

(上海日本人学校高等部教諭)

Some Problems about Characters of Buddhist Temples Charging Admission Fee on Visitors  
in Kyoto and their Historical Background

by

Ken'ichi Fujimura

Most tourists coming to Kyoto visit famous large Buddhist temples like Kiyomizu-dera and Kinkaku-ji. Most of these temples charge visitors, almost all of them is tourists, for admission fee. Therefore these temples are often called 'tourist temples'. Modern Kyoto developed as tourist city, and system of charging admission fee on visitors to temples established. These temples have characters as tourist sites, religious spaces and cultural heritages (cultural properties). These characters are potentially opposed to each other. In Postwar Kyoto, city government intended to impose a tax on visitors to these temples because the government regarded these visitors, not as prayers, but as tourists or sightseers of cultural properties. Most temples charging admission fee on visitors were against the taxation because they regarded visitors as prayers. Some of these temples against taxation, including Kiyomizu-dera and Kinkaku-ji, closed their gates. Tourism in Kyoto was so confused that city government had to give up the taxation. We can recognize this incident as an appearance of conflict between characters of these temples. A character of Buddhist temples as religious spaces tends to make conflicts with characters as tourist sites and cultural heritages (cultural properties). In order to avoid these conflicts, priests have to create some Buddhist doctrines to explain and legitimate that Buddhist temples also can be tourist sites and cultural heritages (cultural properties).